

平成22年度 施政方針説明

* 6 ~ 11
ページに掲載

未来へつなく、元気で安定した村づくり

三つの柱を

積極的に展開

地産地消の推進

コミュニティ組織の充実と活躍

子育てしやすい環境づくり

平成の大合併が全国で進められていた中で、関川村が市町村合併をせずに自立して行くことを表明して以来、早七年が経過しました。
必ずしも樂觀できる状況ではありませんが、村民の皆さんとともに自立に向けた取り組みを懸命に進めているところがあります。

地方財政の動向

昨年秋の政権交代により国と地方の関係が大きく変わってきており、戸惑いを感じることもあります。また一方で、現政権は地方主権の強化を国政の主要課題に掲げ、厳しい国家財政にあって地方財源の充実に努めております。

先に国会に提出された「二〇一〇年度地方財政計画」は、地方全体の歳入・歳出見込額を示す計画総額が前年度に比べ、地方税の大幅な減少に伴い〇・五%少ない八十二兆千二百六十八億円と二年連続で減っています。この地方財政計画は地方自治体の財政運営の指針となるものであります。ただ、疲弊する地域経済の建

て直しに向け、地方交付税など自由に使える一般財源では〇・六%増を確保されており、また歳出でも政策的経費などに充てる一般歳出を〇・二%増としています。地方交付税の配分では、三位一体改革で最も減らされた条件の厳しい地域で小規模の地方自治体に配慮するとの考え方もあり、大いに期待しているところでもあります。
国家予算の財源で、いわゆる「埋蔵金」といわれるものが十兆円余あるため、二〇一一年度以降どのように財源が工夫されるのか、また予算全体が縮小されるのかなど大き



* 施政方針は3月定例村議会の初日に、平田大六村長が説明したものです。「予算編成概況」を除き、ほぼ全文を掲載しました。新年度当初予算の説明は、12～15ページをご覧ください。

く懸念されており、急激な地方財政への影響も考えられます。このことから、村の財政運営に当たっては心を引き締め、臨みたいと思っています。

村政運営

次に、村政運営について申し上げます。私は、昨年末の村長選挙に際し、「未来へつなく、元気で安定した自立の村づくり」という基本テーマのもと、三つの柱で村政を積極的に展開するという方針を主張いたしました。三期目ではこれを実行してまいります。



三つの柱その1

村の資源を有効活用し、農業・観光の活性化を図る

村内には有形無形の素晴らしい、しかもたくさん資源や財産があります。これを積極的に活用し、村の活力の増進に努めたいと考えています。いわゆる「地産地消の推進」であります。ここでは、食に限らず、すべての分野で取り組みを進めます。

また、農業と観光の連携、特色ある観光地づくりなどを行い、村民皆さんの参加によって村内産業の振興と地域の活性化に努め、村に住むことに自信と誇りを見いだすことができるようにしたいと思います。

三つの柱その2

地域の連帯による村づくりと学校統合後の地域力の維持向上を図る

村内の小学校と中学校はそれぞれ一校になり、これまで地域の拠り所となっていた小学校の廃止は地域の活力を減退させる恐れがあります。そこで、村内九コミユニティ組織の充実を図り、地域住民の心の拠り所としての活動に期待しています。そのために村として何をどのように支援し、たらいのいかなど、大勢の皆さんのご意見をお聴きしながら、施策を立案し進めてまいりたいと思っております。

三つの柱その3

子育てしやすい

環境づくり

少子化対策として、子どもを育てやすい環境づくりは重要であります。まずは経済的負担を軽減するため、保育料の低減や小学校卒業までの入通院医療費支援などさまざまな対策を実施していますが、この医療費支援を中学校卒業まで拡大します。

以上三つの基本方針のほか、



関川村自立計画で示している財政秩序の確保による健全財政を維持する

産業間の連携を緊密にして産業振興を促し、村民所得の向上と経済活性化を推進する
村の活性化のための自発的な取り組みを助長する

関川村むらづくり基本条例の主旨を尊重し、村民憲章に掲げる目標の達成を目指す
村民と行政との協働を大切にする
などに留意いたします。

そのため、四月早々に私も本部長を務める関川村むらづくり総括推進本部の活動を活発化させ、新たに、三つの基本方針の具体化とむらづくり基本条例の検証を行う四つ

の部会を設置し、職員多数を参画させ、かつ村民の皆さんのご意見などもお聴きして、具体的な政策に練りあげることとしています。

社会基盤・生活環境

地球環境の保全

地球温暖化は世界的に大きな影響が見られるようになり、昨年末の国際会議でいわゆる「コペンハーゲン合意」が採択され、各国それぞれの取り組みを急ぐことになりました。これを受けて政府は一月二十六日に温室効果ガスを「二〇二〇年までに一九九〇年比二五%削減する」ことを正式に決定しております。あわせて地球温暖化対策基本法（仮称）の制定の準備を進めており、我が国でも国民や企業などにに対し幅広くかつ本格的な取り組みが義務付けられるものと思えます。

先般、環境省から地球温暖化対策の推進に関する法律で義務づけられている「地方公共団体実行計画」の策定について促進するようにとの連絡がありました。早速担当職員

を派遣して説明を受けてきました。できるだけ早く、村の事務・事業に関する温室効果ガスの削減計画を全庁的体制に整備して策定したいと考えています。

さらに、家庭における消費生活行動などで温室効果ガスの削減を促す啓蒙活動、化石燃料に代わるエネルギーの開発など、国の政策に呼応し村の資源や自然を活用した対策に取り組みまなければならないと思います。その基本の一つである「バイオマスタウン構想」についても策定を急ぎます。この構想は二十一年度で策定する予定でしたが、準備が整わず新年度で実施することになりました。

自然環境の保全と

ゴミ対策

公害の防止、ゴミの不法投棄の防止については、いっそう啓発活動と監視を強めてまいります。

村内から発生するゴミは村上市に委託して処理をしますが、現施設の老朽化による更新が具体化しており、村としても実施主体の村上市に応分の負担をし、改築を進めてもらうこととしております。